

香取広域市町村圏事務組合火葬場の設置及び管理 に関する条例施行規則

平成19年4月1日

規則第18号

改正 平成20年3月21日規則第4号

平成23年2月25日規則第2号

平成28年2月26日規則第2号

令和4年3月30日規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、香取広域市町村圏事務組合火葬場の設置及び管理に関する条例（平成19年香取広域市町村圏組合条例第23号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、香取広域市町村圏事務組合火葬場（以下「火葬場」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(休場日)

第2条 火葬場の休場日は、次のとおりとする。

- (1) 1月1日、1月2日及び1月3日
- (2) 友引の日
- (3) 香取広域市町村圏事務組合管理者（以下「管理者」という。）が別に定める日

(使用時間及び受付時間)

第3条 火葬場の使用時間及び受付時間は、次のとおりとする。

- (1) 午前8時30分から午後5時15分
- 2 管理者は、前項の規定にかかわらず、特別の理由があると認めるときは、使用時間及び受付時間を変更することができる。

(使用許可の申請)

第4条 条例第4条の規定により火葬場の使用許可を受けようとする者は、火葬場使用許可申請書（別記第1号様式）を管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請については、次の各号に掲げる許可書又は証明書を呈示しなければならない。

- (1) 死体（妊娠4箇月以上の死胎を含む。） 埋火葬許可書
- (2) 改葬遺骨 改葬許可書

(3) 外科手術、事故等による四肢 医師の証明書

3 動物炉の使用に当たっては、動物炉使用許可申請書（許可書控）（別記第3号様式）を管理者に提出しなければならない。

（使用許可）

第5条 管理者は、前条による申請があった場合において、使用の許可を決定したときは、使用者に対し火葬場使用許可書（別記第2号様式）又は動物炉使用許可書（別記第4号様式）を交付する。

2 使用者は、前項の許可書を火葬場使用の際、管理者に提出しなければならない。

（許可の取消し）

第6条 管理者は、条例第4条の規定により許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

(1) 当該運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良な風俗に反するとき。

(2) 天災その他やむを得ない事由により運送上支障があるとき。

(3) 霊柩の構造その他遺体の運送に適していないため必要な改造を要求しても、なおかつこれに応じないとき。

（使用料）

第7条 条例第5条に規定する使用料は、納入通知書（別記第5号様式）により徴収する。

（使用料の減免）

第8条 条例第6条の規定により使用料を減免することができる場合とは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 使用者が香取市、東庄町、神崎町の区域内の住民で生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受けているとき。

ただし、動物炉の使用許可を受けようとする者は、除く。

(2) その他管理者が特に必要と認めたとき。

2 前項の規定により、使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書（別記第6号様式）を管理者に提出し、その承認を得なければならない。

（使用料の特例）

第9条 条例各別表に規定する使用料（動物炉に係るものを除く。）の管内の区分については、管外の区分に該当する場合であって次のいずれかに該当するときは、管内の区分を適用することができる。

- (1) 修学のため、管内から管外の市町村に住所を異動したと認められるとき。
 - (2) 病院、診療所又は施設（以下「病院等」という。）に入院又は入所のため、管内から管外の病院等の所在する場所に住所を異動したと認められるとき。
- (その他)

第10条 この規則に規定するもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(業務移管に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、業務移管前の香取市火葬場の設置及び管理に関する条例(平成18年香取市条例第137号)の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (令和4年3月30日規則第6号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第4条関係）

火葬場使用許可申請書

死亡者	死亡地				
	住所				
	氏名				
	生年月日	年	月	日	性別 男・女
申請の種類	火葬場	管内	大人・小人	管外	大人・小人
		使用年月日	年	月	日
備考	1.北総斎場 2.おみがわ聖苑				

香取広域市町村圏事務組合火葬場の設置及び管理に関する条例第4条の規定により使用許可の申請をします。

年 月 日

使用者 住所
氏名

香取広域市町村圏事務組合管理者 様

処理欄	扱者印	
受付年月日	年	月 日
許可書交付年月日	年	月 日
許可番号	第	号
摘要	1.北総斎場 2.おみがわ聖苑	

第2号様式（第5条関係）

火葬場使用許可書

死亡者	死亡地					
	住所					
	氏名					
	生年月日	年	月	日	性別	男・女
申請の種類	火葬場	管内	大人・小人	管外	大人・小人	
		使用年月日	年	月	日	午後
備考	1.北総斎場 2.おみがわ聖苑					

第 号

上記のとおり使用を許可する。

年 月 日

香取広域市町村圏事務組合管理者

印

処 理 欄	扱者印				
火葬日時及び火葬炉	年	月	日	午後	前 時 分 第 号 炉
火葬場使用料					円
計					円
納入通知書番号	No.	領収 年月日	年	月	日
摘 要	1.北総斎場 2.おみがわ聖苑				

第3号様式（第4条第3項関係）

おみがわ聖苑動物炉使用許可申請書（許可書控）

No.

			許可番号	第	号
動物の種類	犬（登録番号） 猫・その他（）				
体重	kg				
火葬年月日	年 月 日 午前・午後 時 分				
収骨の希望の有無	有 ・ 無				
使用者 住所 氏名 電話番号 年 月 日 香取広域市町村圏事務組合火葬場の設置及び管理に関する条例第4条第3項の規定により使用の許可を申請します。 香取広域市町村圏事務組合管理者 様					
使 用 料					
管 内			管 外		
10kg未満	10kg以上30kg未満	30kg以上			
円	円	円	円		
火葬業務	使用料徴収			受付	
備考（1）管内の確認書類 運転免許証 ・ 保険証 ・ その他（）					

- 注意事項（1）太枠の内を記入してください。
- （2）該当するところを○で囲んでください。
- （3）ボールペンで書いてください。
- （4）管内に住所を有していることを証する書類（運転免許証、保険証等）を提示してください。

第4号様式（第5条関係）

おみがわ聖苑動物炉使用許可書

No.

			許可番号 第	号
動物の種類	犬 (登録番号) 猫 ・ その他 ()			
体重	kg			
火葬年月日	年 月 日 午前・午後 時 分			
収骨の希望の有無	有 ・ 無			
使用者 住所 氏名 電話番号 年 月 日 上記のとおり動物炉の使用を許可します。 香取広域市町村圏事務組合管理者 印				
使 用 料				
管 内			管 外	
10kg未満	10kg以上30kg未満	30kg以上	円	
円	円	円		
納入通知書番号	第 号	領収年月日	年 月 日	
備 考				

第5号様式（第7条関係）

納入通知書兼領収書

No. _____

納入者	住所名		
			様
年度 香取広域市町村圏事務組合 一般会計			
	1. 北総斎場 2. おみがわ聖苑 火葬場使用料		円
	計		円
上記のとおり領収しました。			領収済印
年 月 日 香取広域市町村圏事務組合会計管理者			

領収済通知書

No. _____

納入者	住所名		
			様
年度 香取広域市町村圏事務組合 一般会計			
	1. 北総斎場 2. おみがわ聖苑 火葬場使用料		円
	計		円
上記のとおり領収しました。			領収済印
年 月 日 香取広域市町村圏事務組合会計管理者 様			

第6号様式（第8条関係）

使用料減免申請書

年 月 日

香取広域市町村圏事務組合

管理者

様

申請者

住 所

（所在地）

氏 名

（名称・代表者）

香取広域市町村圏事務組合火葬場の設置及び管理に関する条例第6条の規定により申請します。

申請区分	減額・免除
使用料等の額	円
使用許可番号	第 号
内 容	
申請の理由	
備 考	1. 北総斎場 2. おみがわ聖苑